

(別紙)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 (抄)

(令和元年法律第37号)

(宗教法人法の一部改正)

第七十条 宗教法人法 (昭和二十六年法律第百二十六号) の一部を次のように改正する。

第二十二條第二号を次のように改める。

二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十二條第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(参考) 新旧対照表 (抄)

○宗教法人法 (昭和二十六年法律第百二十六号) (第七十条関係)

新	旧
<p>(役員の欠格事由)</p> <p>第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 心身の故障によりその職務を行うに当たつて必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>	<p>(役員の欠格)</p> <p>第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮責任役員となることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者</p>